

「第11次千葉県交通安全計画（素案）」に対する意見と県の考え方

千葉県環境生活部くらし安全推進課交通安全対策室

- 1 パブリックコメント実施期間 令和3年2月5日（金）～3月4日（木）
- 2 意見提出者数（意見の延べ件数） 1人（68件）
- 3 提出された意見の概要と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわないと考えられる範囲で要約させていただきました。また、同内容の意見についてはまとめさせていただきました。

※複数の理由から意見が述べられている場合は、意見の概要を分けて掲載しています。

No.	該当ページ	御意見の概要	県の考え方
(1) 国の交通安全基本計画・第10次千葉県交通安全計画との関係			
1	-	国の「第11次交通安全基本計画」との違いは、どのようなところにあるのか。	都道府県交通安全計画は、交通安全対策基本法を根拠とし、国の交通安全基本計画に基づいて策定することとされておりますが、策定に当たっては構成等を含めて、各都道府県の実情を踏まえた内容となっております。本県においては、本県の特性や社会情勢の変化等を踏まえ、「高齢者の交通安全対策の強化」「自転車の安全利用対策の強化」「悪質・危険な運転者対策の強化」の3項目に重点を置いた計画としています。
2	-	構成を「第11次交通安全基本計画」と同じくし、そのあとに千葉県独自の事業を追加するようにしてほしい。	
3	-	国の第11次交通安全基本計画と内容が異なるのはどうしてか。同計画に記載の内容を追加してほしい。	
4	-	第10次千葉県交通安全計画から削除されている項目があるのはなぜか。	
(2) 過去の実績、今後の予定・予算について			
5	-	「第10次千葉県交通安全計画」の実績と未達成事項についても提示すべきである。	第10次計画では関係する機関において、事故対策を実施し、事故件数は減少しています。

6	-	「第11次千葉県交通安全計画」で実施する主な事業については、どれくらいの費用（県費、年度別、主な事業別に）を投入する計画なのか。費用対効果が分かるようにしてほしい。	第11次計画においても事故対策を鋭意推進していくこととしています。予算額につきましては、各事業とも年度ごとに決まりますので、計画策定時点においてはお示しすることは困難と考えております。その他の御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
(3) 図表について			
7	-	図と表に、連続した番号を付けてほしい。 また、統計数字の出所を明確に記載してほしい。	交通事故統計につきましては、県警本部等からの情報提供を受け作成しています。その他の御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
8	-	図のタイトルと図中の文字（数字）の大きさを統一してほしい。いろいろなところから、寄せ集めた図のように見受けられる。	御指摘を踏まえ、修正いたしました。
9	-	本文、図、表の小数点は、第一位まで表記してほしい（百分率も含めて）。	
10	-	本文、図、表で、整数4桁となるときは、必ず千の位の後にコンマを必ず設けてほしい。	
11	P6	6ページの図「状態別死者数の推移」の凡例の「四輪乗車中」は、「四輪車乗車中」に訂正を	
12	-	棒グラフのデザインが、いま一つ明確でないものがある。	
13	P18	「交通事故で無くなった高齢歩行者の約6割が自宅から500m以内で事故に遭っている。」 「子供の交通事故については、その死傷者の約6割が歩行中や自転車乗車中の事故であり、約4割が自宅から500m以内で事故に遭っている。」 ことが分かるグラフか表を掲載してほしい。	御指摘を踏まえ、グラフを掲載いたしました。 なお、本文に一部誤りがありましたので、下記のとおり修正いたしました。 「また、子供の交通事故につきましては、その死傷者の約6割が歩行中や自転車乗車中の事故であり、約5割が自宅から500m以内で事故に遭っています。」

(4) その他			
14	-	「第11次交通安全基本計画」「第11次千葉県交通安全計画」「第10次千葉県交通安全計画」の対比表を提示して、県民に意見を求めるべきではないか。	御意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
15	-	「この計画は、広く県民に浸透し、実効性のある計画とするため、千葉県交通安全対策推進委員会の各委員や交通政策に精通する専門家等からの様々な意見を集約し策定しています。」とあるが、委員や専門家からどのような意見が出されたのかが知りたい。	委員や専門家等からは、安全運転サポート車の普及促進についての記載や、現在の実態に即した文言の加筆・修正、用語説明の掲載を求める御意見等をいただきました。
16	-	それぞれの項目に、担当する県の部署と県警の部署を明記してほしい。	御意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。 なお、各項目の関係課・機関は県HP「千葉県交通安全対策会議の開催結果について（書面開催）」の配布資料よりご確認ください。
17	P5	5ページの「(1) 道路交通事故の現状」の記述で、令和2年の発生件数、死傷者数及び死者数の減少については、新型コロナウイルスに起因するであろう記述がないのは、不自然である。	御意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
18	P7	第11次千葉県交通安全計画の期間中は、死傷者数に加え、重傷者数も、千葉県警察本部が公表する統計資料に付加されるものと考えてよいか。	令和3年より、千葉県警察ホームページ内の、各月末現在の交通事故発生状況において、重傷者数を公表しております。
19	P23	高速道路交通安全協議会の千葉県組織はあるのか。ホームページもヒットしません。	高速道路において交通安全活動を取組んでいただいている団体として存在しております。

20	P23	<p>地域交通安全活動推進委員の活動内容が明らかではない。用語の解説も必要。</p>	<p>御指摘を踏まえ、本文に下記の内容を加えました。</p> <p>「e 地域交通安全活動推進委員協議会 <u>地域で各種交通安全活動をされるボランティアのリーダーとして、千葉県公安委員会が地域交通安全活動推進委員を委嘱しています。・・・</u>」</p>
21	P32	<p>学校安全研究校の指定は、どのようになされるのか。 県内すべての小・中・高学校を対処にするのであれば、毎年の対象校の数が余りに少ないのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校安全研究校の指定 (小・中学校1校、高校1校) 	<p>小中学校の学校安全研究校指定校、モデル地域及び拠点校につきましては、県内を5地域に分け、ローテーションを組み、地域に偏りの無いよう指定しています。モデル地域につきましては、市町村を単位に指定をしており、拠点校を中心に該当市町村立小中学校全体で取り組んでいます。</p> <p>高等学校の研究校についても、同じように、地域に偏りが無いよう指定しています。</p> <p>指定校の授業公開、研修会での実践発表等を通して、県内全域に研究の成果や課題等を広めています。</p>
22	P33	<p>「交通安全教育に関する調査報告書」は、どのような形で公表するのか。また、これまでどのような形で公表してきたのか。</p>	<p>「交通安全教育に関する調査報告書」は、調査の対象となる県内全公立高等学校及び特別支援学校高等部に、冊子にまとめて配付し、生徒の交通安全教育の推進に活用しています。</p>
23	P37	<p>ICT等とは、いったい何のことなのでしょうか。 また、千葉県は、具体的にどのようなものを活用しようとしているのか。</p>	<p>ICTとは「Information and Communication Technology」の略で、「情報通信技術」を意味します。</p> <p>ドライバーに対して、各関係機関が気象情報や渋滞・事故の状況、交通規制等の交通情報をリアルタイムに提供します。</p>
24	P41	<p>「運輸安全マネジメント評価」とは何か。県が実施するのか。</p>	<p>「運輸安全マネジメント評価」とは、運輸事業者自らが行う安全管理体制の実施状況を、国土交通省（千葉運輸支局）が確認するものです。</p>

25	P41	監査等による指導監督は、県が実施するのか。	「監査等による指導監督」につきましては、国土交通省（千葉運輸支局）が実施します。
26	P42	飲酒運転根絶協議会とはどのような組織なのか。事務局はどこにあるのか。	飲酒運転根絶協議会は、各市町村や飲食店組合等関係団体と各警察署が連携して設置する協議会であり、飲食店等に対する訪問活動や、広報啓発キャンペーンにおける啓発物品の配布などを行っています。 なお、事務局は各警察署にあります。
27	P42	「運行管理の高度化に資する機器」とは、どのようなものか。 また、「ASV※装置搭載車両の導入を促す」とあるが、これらについては、県の助成はあるのか。	「運行管理の高度化に資する機器」としては、デジタル式運行記録計・ドライブレコーダー等があります。 「ASV 装置搭載車両の導入」につきましては、県では助成制度はありませんが、国土交通省（千葉運輸支局）で補助を実施しています。
28	P42	公益財団法人は（公財）の、公益社団法人は（公社）の誤りである。	御指摘を踏まえ、表記を統一しました。
29	P42	県環境保全条例に基づく自動車環境管理計画書及び実績報告書の作成・提出について、白ナンバーのトラックを含めて、自動車通勤を認めている事業者についても、対象とすべきである。	御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
30	P43	「交通労働災害防止のためのガイドライン（指針）」についての情報不足である。少なくとも、「厚生労働省が策定した「交通労働災害防止のためのガイドライン（指針）」（平成20年4月3日付け基発第0403001号別添）」と記述すべきである。	「交通労働災害防止のためのガイドライン（指針）」につきましては、平成30年に改正されており、また、国の交通安全基本計画においても同様な記載となっております。
31	P43	労働時間管理適正化指導員は、県の職員か。	労働時間管理適正化指導員は、国家公務員です。

32	P43	<p>「① 危険物輸送に関する情報提供の充実等」について、どのような情報提供、どのように伝えるのか。</p> <p>また、イエローカードとは、自転車用指導警告書のことか。</p>	<p>イエローカードの携行促進や災害の未然防止・発生時の被害軽減に向けた処置について、国土交通省（千葉運輸支局）が講習等を通じて指導を行います。</p> <p>また、「イエローカード」とは、危険物を輸送する際の万一の事故に備えて、運転者等が取るべき処置を書いた緊急連絡カードです。</p> <p>御指摘の点を踏まえ、下記のとおり修正しました。</p> <p>「・・・を図るため、イエローカード（<u>危険物を輸送する際の万一の事故に備えて、運転者等が取るべき処置を書いた緊急連絡カード</u>）の携行」</p>
33	P44	<p>ここだけ改行がない。</p>	<p>御指摘の点について、下記のとおり修正しました。</p> <p>「② 気象情報等の充実 ・・・より道路利用者へ周知します。<u>（改行）</u> また、・・・」</p>
34	P45	<p>「①生活道路における交通安全対策の推進」に、なぜ「ゾーン30」「キッズ・ゾーン」の記述がないのか。</p>	<p>策定段階における取り組みの記載となっています。キッズ・ゾーン等他の対策につきましては、年度ごと鋭意検討します。</p>
35	P49	<p>「イ 生活道路における歩道整備等の交通安全対策の推進」に、「キッズ・ゾーン」と「横断歩道の車止め」の記述を追加してほしい。</p>	<p>策定段階における取り組みの記載となっています。キッズ・ゾーン等他の対策につきましては、年度ごと鋭意検討します。</p>
36	P49	<p>千葉県警察ホームページに、千葉県警察が実施しているUTMSの記載があるが、成果が分からず残念。</p>	<p>御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
37	P50	<p>幹線道路の「押ボタン式の歩行者用信号機」は、「信号機の集中制御化」を阻害するので、この「押ボタン式の歩行者用信号機」も「信号機の集中制御」に</p>	<p>御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>

		含め、円滑な交通を確保してほしい。	
38	P51	「(7) ITS※の活用」について、表題は、アルファベットでない方が良い。	国の第11次交通安全基本計画でも同様の表記となっており、修正は不要と考えます。
39	P52	公共車両優先システム(PTPS)について、10年以上実施区間がないが、ただのお題目か。	公共車両優先システム(PTPS)につきましては、県内3か所で運用を続けておりますが、受益者(道路運送事業者)から要望や道路の状況等を踏まえ個別に検討します。
40	P54	「②ITSを活用した道路交通情報の高度化」について、全国でのETC2.0の普及率は、四分の一程度。料金収受以外に情報サービスを受けている人はどの程度いるのか。 また、千葉県は、どのような情報を今現在発信できるのか。	ETC2.0利用者に係る料金収受以外の情報サービスの利用状況は把握しておりません。 また、千葉県警察においては、光ビーコンをシステムのキーインフラとし、個々の車両との双方向通信により、ドライバーに対しリアルタイムの交通情報等を提供しております。
41	P57	「(1) 車両の安全性に関する基準等の改善の推進」について、県民への情報提供は、どのような形で実施するのか。	車両の安全性に関する基準等の改善の推進を目的として、国土交通省(千葉運輸支局)が情報収集を行うものです。
42	P57	「(2) 自動運転車の安全対策・活用の推進」について、県民への情報提供は、どのような形で実施するのか。	国土交通省(千葉運輸支局)が実施する各種運動等を通じて行います。また、国土交通省(千葉運輸支局)においては、同運動の他、関係事業者等を対象とした研修等を介して普及促進等を行います。
43	P57	「自動車アセスメント事業」とは何か。千葉県が実施するものか。	「自動車アセスメント事業」とは、自動車等の安全性能の評価・公表を行うことによって、車に乗る人が安全な車選びをしやすいうように、そして車を作るメーカーのより安全な車の開発を促進するために実施される事業です。 (独)自動車事故対策機構が、市販されている自動車を対象に、衝突時の乗員の被害軽減性能、予防安全性能等の比較試験を行い、その結果を公表しています。

44	P58	i-Size 対応とは、何か。	<p>i-Size 対応とは、チャイルドシートに関わる最新の国際安全基準に対応した製品のことです。</p> <p>従来の前方後方からの衝突試験に加え、新たに側面からの衝突試験も設けられました。さらに衝突時の評価に、頭部の項目が加わり、子どもの頭部・頸部の安全性を高めています。</p> <p>その他、後ろ向き装着期間や体形基準、シート固定方法などが従来の基準から見直されています。</p>
45	P58	千葉県が「自動車点検フェスティバル」を主催するのか。	<p>「自動車点検フェスティバル」の主催は、国土交通省（千葉運輸支局）になりますので、下記のとおり修正しました。</p> <p>「・・・関係団体協力のもと、「自動車点検フェスティバル」を通じて、自動車ユーザーに対して・・・」</p>
46	P60	「周辺者三罪」が何たるかを周知すべき。 記載するのであれば、「飲酒運転周辺者三罪（同乗罪・酒類提供罪・車両提供罪）」とすべき。	<p>ご指摘の点につきましては、「・・・飲酒運転を助長する車両提供罪、酒類提供罪及び同乗罪のいわゆる周辺者三罪について・・・」と記載し、周辺者三罪の中身について明記しております。</p>
47	P65	「⑧ 現場急行支援システムの整備」について、10年以上、場所や病院が増えていないが、ただのお題目か。	<p>関係機関と調整を行いながら進めてまいります。</p>
48	P65	「⑨ 緊急自動通報システムの導入支援」について、協力病院が現在2か所だが、計画期間中どれだけ増えるのか。機器を搭載する車両への助成はあるのか。	<p>現在、機器を搭載した車両を購入した方等への助成はしておりません。御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
49	P66	千葉県交通事故調査委員会の「平成29年交通死亡事故事例調査報告書（令和2年3月）」はなぜ公表されないのか。	<p>御指摘の点につきましては、千葉県警察ホームページ内の千葉県交通事故調査委員会のページにおいて公表されております。</p> <p>なお、報告書の名称に誤りがありません。</p>

			<p>たので、下記のとおり修正しました。</p> <p>「・・・千葉県交通事故調査委員会の「平成29年交通事故死亡事例調査報告書（令和2年3月）」において、・・・」</p>
50	P70	「（１）交通事故多発箇所の共同現地診断」について、共同現地診断を実施した場所の詳細な結果と対策を、公表することを希望する。	御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
51	P70	「（２）交通死亡事故等重大事故発生に伴う緊急現地診断」について、緊急現地診断を実施した場所の詳細な結果と対策を、公表することを希望する。	
52	P70	「（３）交通事故データ解析等統計分析の高度化」について、詳細な総合対策を、公表することを希望する。	
53	P70	「（４）交通事故調査委員会の効果的運用」について、「交通事故調査委員会」の提言に基づいた対策の公開を希望する。	